

新規・更新手続きのご案内

保障開始日→(令和7年1月1日)・第1回掛金控除日▶(令和6年12月給与・賞与)

30,000名を超える(令和6年4月1日現在)組合員の皆さまがご加入されている「共済生活保険」の新規・更新募集のお知らせです。

ぜひこの機会にご加入をご検討ください。



令和6年5月28日(火)～8月2日(金) (予定)

●お手続き期間^{※1}

お手続き期間や締切日については、所属所ごとに異なります。日程等については、各所属所共済事務担当課へお問い合わせください。

※1 『共済だより』4月号にてお知らせいたしましたが、個人情報提供停止申出者以外の組合員の方は、本年度も申込書およびご案内用紙は氏名等を打ち出してご提供させていただきます。

8月2日(金) 申込締切日 ～保険料等制度の詳細は、「制度概要チラシ」およびパンフレットにてご確認ください～

M・F・Eプラン

(拋出型企業年金保険)

M・F・Eプランは、将来の安定した生活に備えて積立を行い、保険料払込完了後に年金または一時金として年金を受け取れます。



7Lプラン

(半年払保険料併用特約付年金払特約付
こども特約付新・団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、公的遺族年金の補完制度として年金給付が行われ、遺された家族を長期にわたりサポートします。

7Lプランサポート

(年金払特約付新・団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、7Lプランの給付に加え、生活復興資金(一時金)が受け取れます。また、7Lプランとセットで最長35年間年金としても受け取れます。

※7Lプランサポートに加入の際には、7Lプランの加入が条件です。

医療費支援制度

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

病気・ケガで1日以上入院をした場合、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。



(例) 支援給付金額2.5万円コースの場合

入院した場合の給付金

入院支援給付金

1日以上の入院で1回目25,000円、
31日目以上で2回目25,000円、
以降入院30日ごとに1回

入院を伴わない場合の給付金

外来手術給付金

診療報酬点数合計2,000点
以上手術1回につき、
25,000円

外来放射線治療給付金

放射線治療1回につき、
25,000円

先進医療給付金

先進医療による療養を受けたとき(入院を伴わない場合も対象)
先進医療の技術にかかる費用と同額 通算2,000万円まで

対象となる先進医療はパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。
*【入院日数】は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

●2.5万円 ●5万円(2コースから選択) ※こどもは2.5万円コースのみ。

入院援助金

(家族特約付短期入院特約付
医療保障保険(団体型))

病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。



※入院援助金に加入の際は、7Lプランの加入が条件です。

入院援助金(入院給付金)

日額 3,000円・5,000円・10,000円

入院

124日

※入院給付金日額+死亡時(遺族見舞金(死亡保険金))10万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

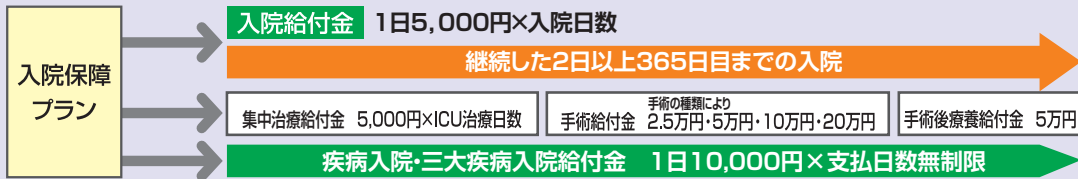
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

入院保障プラン

(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険)

病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。なお、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。また所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。



重病克服支援制度

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)(生命保険))

三大疾病等の特定の疾病になられたとき、または死亡・高度障害になられたときに、保険金をお支払いします。



保障区分	保障内容	保険金額			
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	200万円	300万円	400万円	500万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)				
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	100万円	150万円	200万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	20万円	30万円	40万円	50万円

(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

「リビング・ニーズ特約」

余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

重病克服支援制度は、一時金+年金での受け取りが可能です。

退職後継続保障制度

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(II型))

死亡・高度障害時に保険金を給付します。退職後も保険年齢70歳まで同じ保険料率で継続できます。



死亡 **高度障害** 一時金 **200万円** **300万円** **400万円** **500万円** (4コースから選択)をお支払いいたします。

※リビング・ニーズ特約…余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

退職後継続保障制度は、一時金+年金での受け取りが可能です。

傷害補償制度

天災補償特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険[損害保険]

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術をした場合、保険金をお支払いします。日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。



長期療養収入補償制度

病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、5年または65歳を限度に保険金をお支払いします。

就業障害発生

免責期間
90日

長期療養収入補償制度より

月額最高 **15万円** **10万円** **5万円** を
54歳までの方は **5年** または **最長65歳まで** 給付
55歳～64歳までの方は **3年が限度**

所定の就業障害が続く限り5年または65歳を限度に補償します。55歳～64歳の方は3年が限度。
所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55歳～64歳の方は3年が限度です。

保険金支払開始

補償対象期間

介護一時金制度

(介護特約・親介護特約付医療保険【損害保険】)

公的介護保険要介護2以上と認定された場合、または所定の要介護状態が90日超継続した場合、保険金(一時金)をお支払いします。



介護保険金

親介護保険金

一時金 **100万円** **200万円** **300万円**

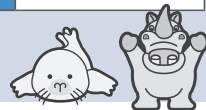
(3コースからご選択)をお支払いします。

※介護一時金制度に加入の際は、7Lプランの加入が条件です。

訴訟費用保険

業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、組合員の皆さまが負担される争訟費用と法律上の損害賠償金(不当利得返還金を除きます)について保険金をお支払いします。
また、日常生活上での賠償責任も補償いたします。

公務員賠償責任 (損害賠償金保険金)	5,000万円	個人賠償責任 (賠償責任保険金)	5,000万円	公務員賠償責任 (争訟費用保険金)	500万円
不慮の事故による 死亡保険金	50万円	後遺障害保険金 (程度により)	2~50万円		



お問い合わせ先

引受保険会社
フリーダイヤル



0120-604-080

9:00~17:00 土日祝日除く

または

共済組合・福祉課

☎ 048-822-3305